

令和5年度新潟地方最低賃金審議会第1回新潟県各種商品小売業最低賃金専門部会議事要旨

開催日時	出席状況
令和5年10月31日 13時30分～17時00分	公益2/3 労働者側3/3 使用者側3/3
<p>主な審議事項</p> <ol style="list-style-type: none">1 部会長及び部会長代理の選出について 部会長：二岸委員、部会長代理：磯部委員を選出した。2 特定最低賃金専門部会運営規程について 公開を確認。令6条5項適用を確認。関係労使意見提出なし。 事務局より申出からの経過及び配付資料について説明した。3 特定最低賃金改正に係る審議について<ol style="list-style-type: none">(1) 労側委員の主張<ul style="list-style-type: none">・特賃は県最賃よりも優位な水準であるべき。春闘結果及び物価高騰からも引上げが必要。・慢性的な人手不足が深刻であり、優秀な人材の確保が重要な産業課題となっている。(2) 使側委員の主張<ul style="list-style-type: none">・本業種の申出内容から、企業内最賃下限と県最賃にほぼ差がなく、大幅な引上げには疑問。(3) 公益委員の意見<ul style="list-style-type: none">・個別協議により確認された金額+90円の932円で全会一致により決定し答申した。(4) 答申等の有無<ul style="list-style-type: none">・有。(5) 今後の見通し<ul style="list-style-type: none">・異議申出の期間を経た後、官報公示を行い、最短で12月30日発効予定（法定どおり）。4 その他<ol style="list-style-type: none">(1) 今後の審議日程<ul style="list-style-type: none">・6条5項適用により本日結審。 <p>公開の状況：傍聴人1名</p>	